

奈良教育大学附属小学校の教育を守る市民集会

# 子どもへの責任と学習指導要領

責任ある創意工夫と、コンプライアンスという名の無責任

中嶋哲彦（名古屋大学名誉教授）

2024年3月31日 奈良弁護士会館

# 問題の核心

強制的な出向が、

- ・ **生徒**の心を傷つけ、学びと成長の場や機会を壊す。
- ・ 教師として生きようとする**教員**の人生を傷つける。
- ・ **奈教大附小**が積み上げた研究的教育実践の成果を否定する。
- ・ **全国の学校・教師**の教育課程編成・教育実践を萎縮させる。

しかも、

この出向には、**正当な理由も、法的正当性もない。**



## 強制的な出向

県教委による調査・報告要求

正規の懲戒処分より重い、事実上の懲戒処分を正規の手続きなしに強行

学長による強制的で一面的な調査

一方的な調査結果公表で、「不適切」と断定

「閉鎖性が原因」 → 「公立学校との人事交流が必要」

教員の意に反する強制的な出向命令

学校管理者としての  
コンプライアンス違反

**肝心なことを忘れてないか？**

**子ども、子ども、子ども！**

# 本末転倒

「健全化」と言うが、  
学校教育が成り立たない状態に。  
子どもをのことを考えないで、  
なにが健全か。

子どもに対する責任

この脳の健全化が必要

ガバナンス  
コンプライアンス ガバナンス  
ガバナンス コンプライアンス  
コンプライアンス

根っこにあるのは、単純すぎる思考？

学習指導要領は法規だから、遵守しなければならない。

附小の教育課程は、法令に違反している。

法令違反した附小は、「健全化」しなければいけない。

附小の「健全化」には、教員の入れ替えが必要。

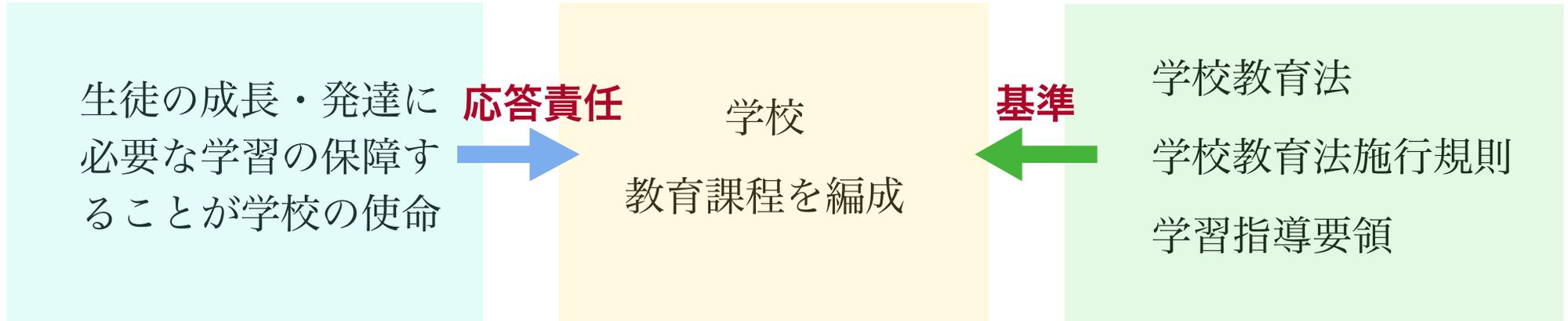
子どもへの権利保障の視点と、

学校設置・管理者の役割と責任の自覚が

抜け落ちている。

レスポンスィビリティ コンプライアンス

## 応答責任と法令遵守



学校は、子どもの成長・発達を考慮して、教育課程を編成・実施（**教育課程編成権**）。

学習指導要領は、学校が教育課程を編成するときの、国の基準。

しかし、学習指導要領の一言一句が法規でははない（**大綱的基準**）。

学校には一定の**自由度（裁量）**がある。**広くとらえる立場 vs. 狭くとらえる立場。**

**応答責任（レスポンスィビリティ）**を果たすためには、自由度は広くあるべき。

専門職に従事する人は、機械的な法令遵守では果たせない業務を担っている。

教員は、子どもの学びと成長を支える専門職。

子どもの実態に則し、親の意見を尊重し、専門的知見と蓄積された経験に立脚して判断。



「法令だから守る」は、専門職としての任務放棄、モラルハザード。

「法令だから守れ」は、任務放棄とモラルハザードを強制するのと同じ。

そもそも法が求めているのは、子どもの最善の利益と基本的人権の尊重。

本来、レスポンスイビリティとコンプライアンスは矛盾しない。

しかし、

川上（子どもの権利利益）を見ず、川下の法令にばかりこだわると本末転倒が起きる。



## ほんとうに「不適切」だったのか

指導時間が不足	教科書記載の時数に基準性はない。 不適切な判断根拠にはいけない。
指導学年を変更して実施	子どもの認知能力・学習能力の発達段階を考慮して、指導の時期を工夫。
毛筆を使用していない	筆の素材まで指定されていない。
低・中学年で君が代を歌わせていない	全学年での指導が適切か？
「道徳」の時間を設けて実施していない	生徒の生活実態に即した道徳教育こそ必要。 教科書で道徳を教えることが、本来のあり方か？

工夫や試みがあるからこそ、附属学校の教育課程として存在意義がある。

「なぜこうしたか」を説明してこそ、設置者（大学）としての責任が果たせるはず。

報告書は、一面的な事実の摘示と、一方的で断定的な評価・判断。

## 設置者（大学）による調査の不当性

県教委の言い分を鵜呑みにし、予断をもって調査を開始。  
一面的事実の摘示と、一方的・断定的な評価の押し付け。  
教育実践の意図や実態を考慮しない、形式的・外形的な評価。  
不適切な基準による評価。

- 附属学校を壊している → 設置管理者としての義務違反
- 不当な調査で教員を苦しめている → 違法不当な人事管理
- 期待した教育が受けられない可能性 → 子ども・保護者への背信

コンプライアンスという名の無責任

# 奈教大学長は、どうすべきだったのか

県教委の調査・報告依頼は、権限なき違法な要求。「不当な支配」から附小を保護。

附小が研究開発を継続発展させられるよう、学内での合意形成と対外的説明。

(必要なら) 研究開発校・教育課程特例校の指定を受ける。

学校を壊す出向には正当性がない。出向を取りやめ、附小の教育・研究開発を支援。



法令が現実にそぐわないと判断されるときでも、官僚組織はその法令に従わなければなりません。法令遵守が官僚組織の基本だからです。しかし、学校は違います。

子どもは一人ひとり異なるし、日々変化しています。そのため、教育は四角四面の法令どおりにはいきません。だから、法令遵守・上命下服の組織には、教育は担えません。だから、学校は教育専門職である教員らで構成され、一定の自律性が認められているのです。

もしも、法令遵守を理由に「子どもにとって適切でない」と確信することを行なわせ、子どもに必要なことを禁じるなら、それは学校・教員に子どもに対する責任を放棄させることにほかなりません。教員がそれに従うことは、教育専門職としてのモラルハザードです。そして、それは、より深い意味で法令（子どものけんり利益の保障）に反する行為です。

官僚組織はしばしば学校に法令遵守を求め、学校・教員との間で摩擦が生じます。そのときどう行動するかで、学校設置・管理者（大学）の真価が明らかになります。